

長崎県西海市江島沖における協議会意見とりまとめ

令和 4 年 5 月 3 1 日
長 崎 県 西 海 市 江 島 沖
に お け る 協 議 会

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年4月23日に長崎県西海市江島沖における協議会を設置し、長崎県西海市江島沖の区域について、法第8条第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

長崎県西海市江島沖の区域において、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業（以下単に「発電事業」という。）を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添の図面及び座標（3,983.8ha）のとおり、着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求める。

3. 留意事項

（1）全体理念

- ①選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。
- ②選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体（「西海市及び長崎県」をいう。以下同じ。）とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。
- ③協議会の構成員及び選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和元年5月17日閣議決定）（以下「基本的な方針」という。）に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の

実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の4つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。

- ④選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること。

（2）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ①選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、地域や漁業者などと十分なコミュニケーションを図り、信頼関係の構築と発電事業の安全性確保に向けて適切な対応を行うこと。
- ②選定事業者は、本海域における洋上風力発電事業が日本の離島振興モデルとなることを目指して、地元自治体が江島の人口減少対策や生活面での利便性向上等に向けて、江島の振興に関する計画を策定する際には、その検討に協力すること。
- ③選定事業者は、洋上風力発電による電力の地域における利用に関し、地元自治体による災害時の電力供給確保に関する防災計画の検討・策定等に協力すること。
- ④選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置・維持管理における地場産業との連携等に関し、地元自治体からの協議に応じるとともに、発電事業の実施に支障を及ぼさない範囲で協力を行うこと。
- ⑤選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、発電事業で得られた利益の地域（主として本件の影響を最も受ける江島漁業者及び島民）への還元を目的として、今後設置される基金への出捐等（以下「基金への出捐等」という。）を行うこと。また、地域や漁業との協調・共生策（当該海域における漁業等の持続的発展のための環境整備、先進技術の活用等による生活の質の向上に向けた取組等として、基金の設置組織において用途が公開されるものに限る）の検討・実施に参画するとともに、公募占用計画の作成にあたっては、「4. おわりに」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ⑥基金への出捐等の規模（総額）については、選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力（kW）の規模に、kW当たりの単価（250円）と公募

占用計画の最大認定期間(30年)を乗じた額、すなわち発電設備出力(kW)
×250×30で算定される額を目安とする。

- ⑦各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項について、選定事業者を含む協議会構成員は、協議会の場で必要な協議を行うこと。また、協議会の構成員である西海市が、必要な協議に向けて、基金の活用に関する地元住民等との意見交換を行う場を設置した場合は、選定事業者はこの意見交換の場に参加すること。
- ⑧選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組みの実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性を確保しなければならない。また、効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。
- ⑨地方自治体以外に基金を設置する場合（例えば、新たに財団法人を設置する等）は、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。
- ⑩発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、選定事業者は、少なくとも建設工事の1年程度前から漁業影響調査を開始すること。調査の具体的方法及び時期については、選定事業者の決定後に協議会における意見・助言を踏まえて決定する。漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責により漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合には、選定事業者は関係漁業者に対して協議を行った上で、必要な措置をとること。

（3）洋上風力発電設備等の設置位置の検討における留意点

- ①選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に伴う海底送電線及び通信ケーブル（以下「海底送電線等」という。）の敷設に当たり、既設の海底ケーブルの保全及び管理に支障を及ぼすことがないように、これら既設の施設の管理者と十分な協議を行うとともに、海底送電線等の経路や陸揚げ地点における関係漁業者に丁寧に説明し、協議すること。なお、海底送電線等の敷設ルートは、西海市本土方面から陸揚げすることを基本として検討を行うこと。
- ②選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体と協議し、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。

- ③選定事業者は、島内居住者に対する騒音等の影響を防止する観点から、江島島内の住宅から800m以内の海域には洋上風力発電設備等（海底送電線等を除く。）を設置しないこと。

（４）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ①選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体へ丁寧に説明し、協議すること。特に、洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工に当たっては、西海市江島地区の関係漁業者に対して丁寧に説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行などについて、漁業の操業等と適切に調整すること。
- ②選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存の海洋における設置物へ被害が及ばないように、必要な措置をとること。
（例：当地において想定される地震、落雷及び台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保すること等。）

（５）発電事業の実施に当たっての留意点

- ①選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体に対して丁寧に説明し、協議を行うこと。
- ②選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体に対して、丁寧に説明し、協議を行うこと。

（６）環境配慮事項について

- ①選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講ずること。
- ②選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、振動、風車の影、鳥類、海生生物、海洋環境、景観への影響について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。

- ③選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（騒音、振動、鳥類、海生生物、海洋環境等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ④選定事業者は、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産からの眺望について、関係機関と十分な協議を行うとともに、遺産影響評価を行った上で、世界文化遺産の「顕著な普遍的価値（OUV）」に影響しない事業計画とすること。なお、遺産影響評価の結果については、ユネスコ世界遺産センターへ提出する必要があることから、選定後速やかに遺産影響評価に取り組むこと。

（７）その他

今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記（１）～（６）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じた場合、本協議会を開催し、協議や情報共有を行うこと。

４．おわりに ―洋上風力発電事業を通じた江島の将来像―

江島は、過疎化が進行するとともに、少子化に伴う小中学校の廃校問題といった後戻りできない事態に直面しつつある。また、主要産業である漁業については、豊かな漁場がある反面、島民の減少と連動し、事業継続等の面において、厳しい状況に直面している。

こうした状況を大きく改善し得る、潜在力あるプロジェクトが長崎県西海市江島沖における洋上風力発電事業である。

この事業を通じて、（１）漁業振興策として、①海産資源をしっかりと守り育てていく取組、②江島で漁業を始めた人が継続的に漁業に従事できるような環境整備、③水揚げ高増加につながる取組等の実施が期待される。また、（２）地域振興策としては、①風車の維持・管理の一端を担う拠点整備に加えて、②島民や移住者といった地域コミュニティが交流する場の整備が期待される。さらに、（３）ＩＣＴ等の様々な先進技術を活用した島民の生活の質の向上、高付加価値農産物の栽培等を含む新たな地元就業環境の創出、テレワークを活用したワーケーションといった多様な働き方を実現するフィールドとして、江島のいわば“スマートアイランド化”を目指す。

このような江島の振興に係るプロジェクトが早期に実現することで、江島へ移住・定着される人が徐々に増加していくこと、加えて、江島が将来にわたってライフステージに応じ、安心して快適な生活圏となることが強く期待される。

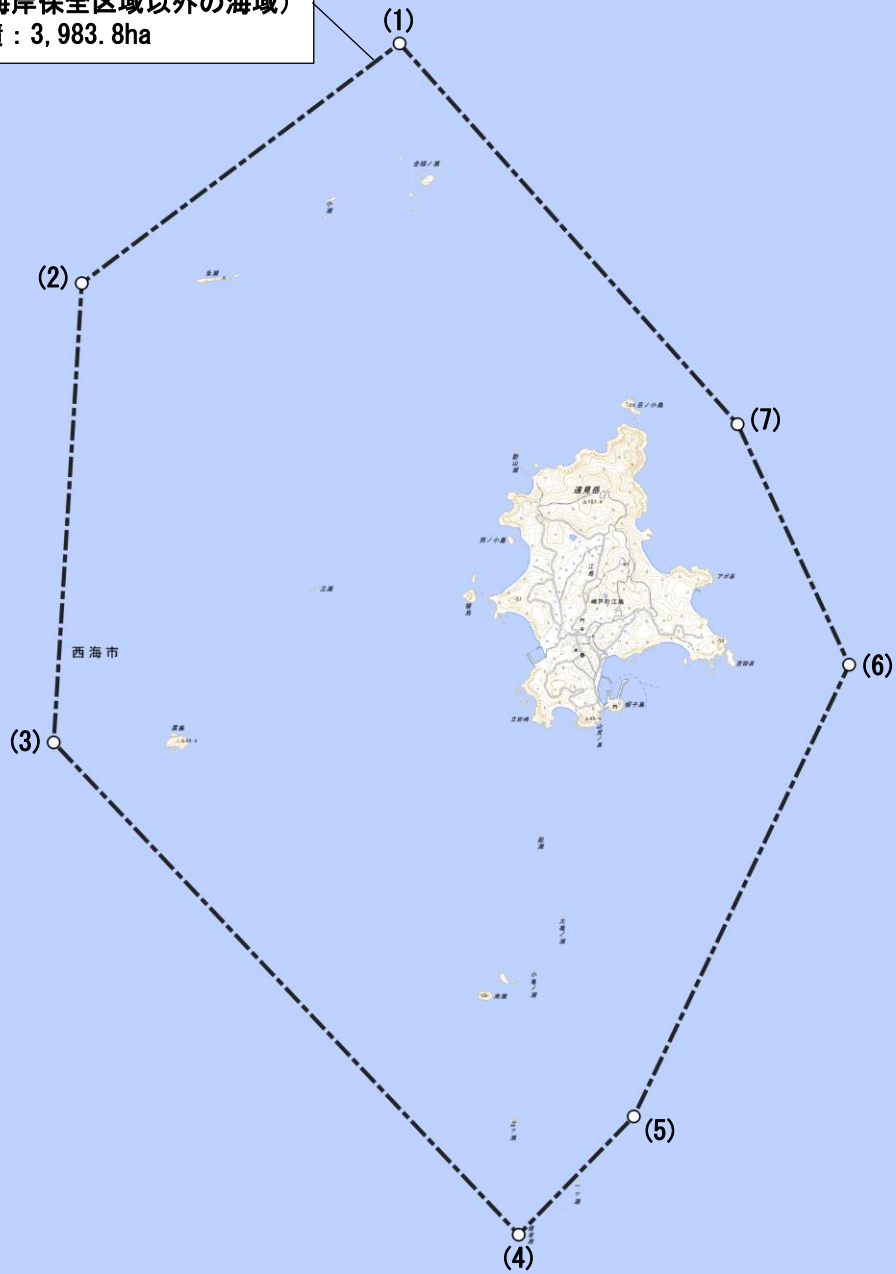
選定事業者は、このような江島を取り巻く情勢を念頭に置いたうえで、本事業が日本における一つの先進的な離島振興モデルとなることを目指し、発電事業と併せて協調・共生策に取り組んでいく必要がある。

**長崎県西海市江島沖における
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）**

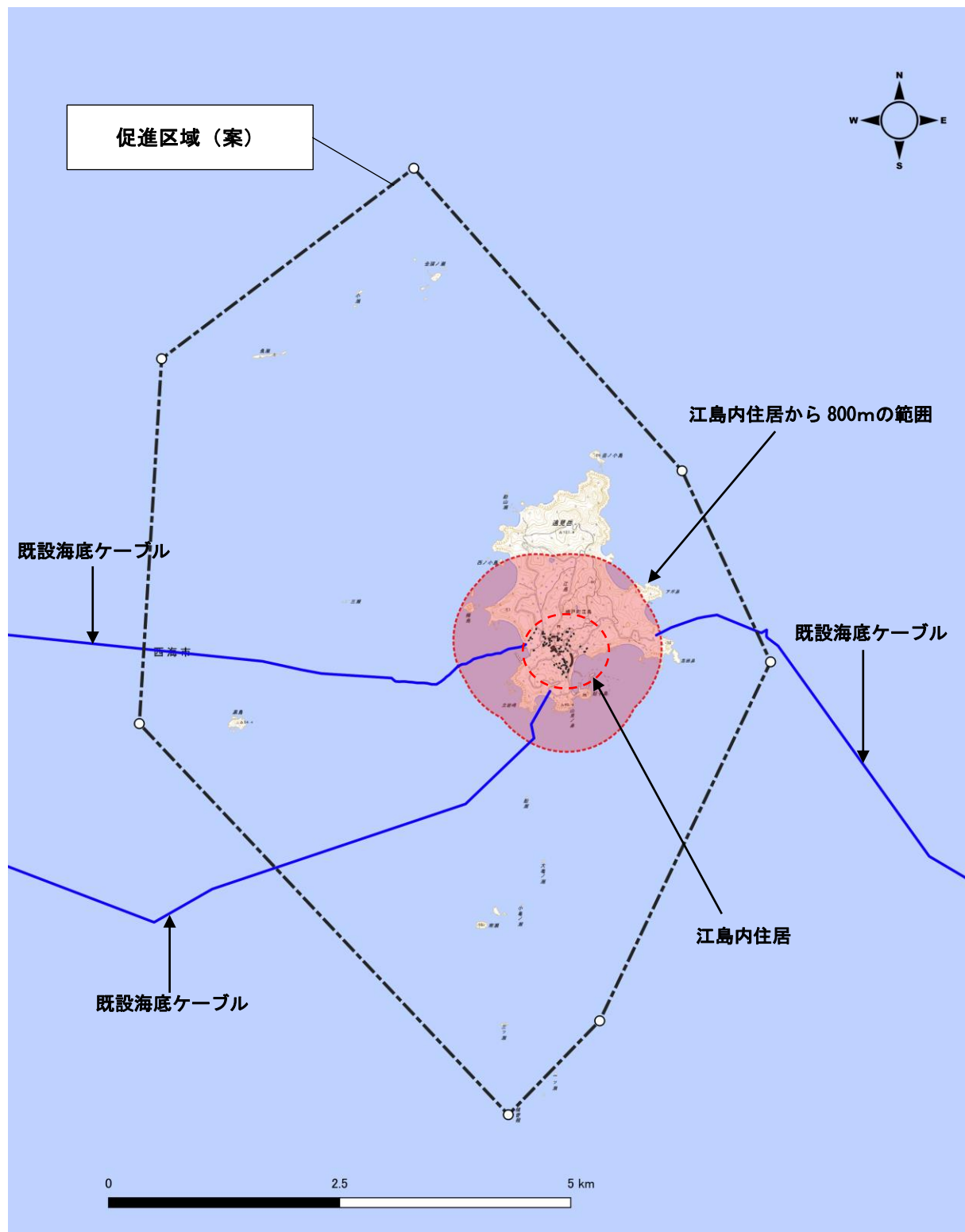
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(7)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁場漁港整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

座標番号	緯度					経度								
(1)	北緯	33	度	3	分	2	秒	東経	129	度	19	分	56	秒
(2)		33	度	1	分	55	秒		129	度	18	分	11	秒
(3)		32	度	59	分	47	秒		129	度	18	分	2	秒
(4)		32	度	57	分	30	秒		129	度	20	分	36	秒
(5)		32	度	58	分	3	秒		129	度	21	分	14	秒
(6)		33	度	0	分	9	秒		129	度	22	分	25	秒
(7)		33	度	1	分	16	秒		129	度	21	分	48	秒

促進区域（案）
（漁港の区域、海岸保全区域以外の海域）
面積：3,983.8ha



既設海底ケーブルの位置と江島内住居から800mの範囲



※既設海底ケーブル及び江島内住居の位置は長崎県提供資料に基づき作成

※江島内住居から800mの範囲は、住居毎に800mの範囲を算出し、それを一体化した範囲